

誓約書

令和 年 月 日

うるま市長 殿

利用申請者	住所	うるま市	
	氏名		印
親族等	住所		
	氏名		印（続柄 ）

うるま市緊急通報システム事業の利用決定を受けるにあたり、うるま市緊急通報システム事業実施要綱の定めはもとより、下記の事項を守ることを約するために本書を提出します。

記

- 一、緊急通報システムの機器類を破損もしくは紛失した場合は、実費弁償いたします。
- 一、緊急通報システム事業により訪問した関係者（協力員、民生委員、地域包括支援センター職員等）が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ることに異議を唱えません。
- 一、緊急通報システム事業により訪問した関係者（協力員、民生委員、地域包括支援センター職員等）が、安否を確認するために行った必要かつやむを得ない行為によりうけた損害については、うるま市及び訪問した関係者に、その責めを問いません。
- 一、緊急事態発生時に消防等における出動において、内鍵により施錠されており、解錠依頼するも内側より入口が解錠されていない場合は、消防等がその対応のため住居等の一部に破損を生じた場合、その修復についてうるま市及びサービス提供事業者、消防等に責任を問いません。
- 一、この事業の関係書類（緊急通報システム利用申請書（兼）登録台帳・緊急通報システム利用決定通知書・緊急通報システム利用変更・資格喪失届出書・緊急通報システム利用変更・廃止通知書等の写し）をサービス提供事業者及びうるま市消防本部に提供することに異議を唱えません。
- 一、光回線電話により緊急通報システムを導入された場合、配線用遮断機（ブレーカー）の作動、諸事情による停電等により電力供給が停止した場合は、緊急通報システムの機器類の一切の使用が不可能になることを承知した上で、ご家族の責任において対応することに異議を唱えません。
- 一、救急搬送（救急車要請）となった場合は、サービス提供事業者とうるま市消防本部が搬送状況（搬送先等）について、必要最小限の情報を共有することに異議を唱えません。